

公 売 財 産 明 細 書

売却区分の番号	安中市-2	見 積 価 額	金2,000,000円
		公売保証金	金200,000円
財産の表示	(土地) 1 所 在:安中市東上秋間字砂押 地 番:3902番2 地 目:畑 地 積:1,475㎡ (登記上の表示)		
物件の位置	・市営秋間団地から北西方向約2400m(直線距離) ・JR北陸新幹線 安中榛名駅から北東方向約800m(直線距離)		
公法上の規制	・都市計画区域:非線引都市計画区域 ・用途地域:無指定地域 ・建ぺい率:70% ・容積率:200% ・その他:農業振興地域外 安中市景観条例に基づく届出が必要な場合あり		
接道状況	・北側路 市道(約8.2m)		
物件の概要	・地勢:不整形地かつ傾斜地 ・画地条件:間口:約18m 奥行:約30m ・形状:土地見取図のとおり		
使用状況等	・使用者が未使用の状態で占有しています。 ・雑木が繁茂し放置されています。 ・供給処理施設 上水道:なし(条件付引き込み可) 下水道:なし 都市ガス:なし		
特記事項	・農地法第5条申請済みのため、買受人は5条申請書と「計画変更書」を提出する必要があります。 ・入札者は、安中市農業委員会が交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。また、所有権移転にあたっては、農地法に規定する届出・許可が必要です。併せて、盛土規制法による事前相談が必要となります。詳しくは、安中市農業委員会にお問い合わせください。 ・土壌汚染や地下埋設物の調査は行っておりません。 ・近隣地域は埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。		
注意事項	・執行機関は、不動産登記上の権利移転のみを行います。 ・執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等については、すべて買受人自身で行ってください。 ・境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 ・執行機関は、契約不適合責任を負いません。 ・権利の移転及び危険負担の移転時期は、買受代金を全額納付した時とします。 ・農地の権利移転及び危険負担の移転時期は買受代金を全額納付し、農業委員会等の許可、もしくは 届出の受理があった時とします。 ・権利移転に要する費用は、買受人の負担とします。なお、買受人は買受代金の納付後速やかに執行機関に所有権移転登記の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税等)を負担してください。 ・公売財産の面積等は公簿上によるものです。現況と相違する場合は現況優先とします。 ・安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することができません。 ・公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札等を行うことができません。		
その他事項	非課税財産(消費税法第6条別表第1に掲げる財産)		

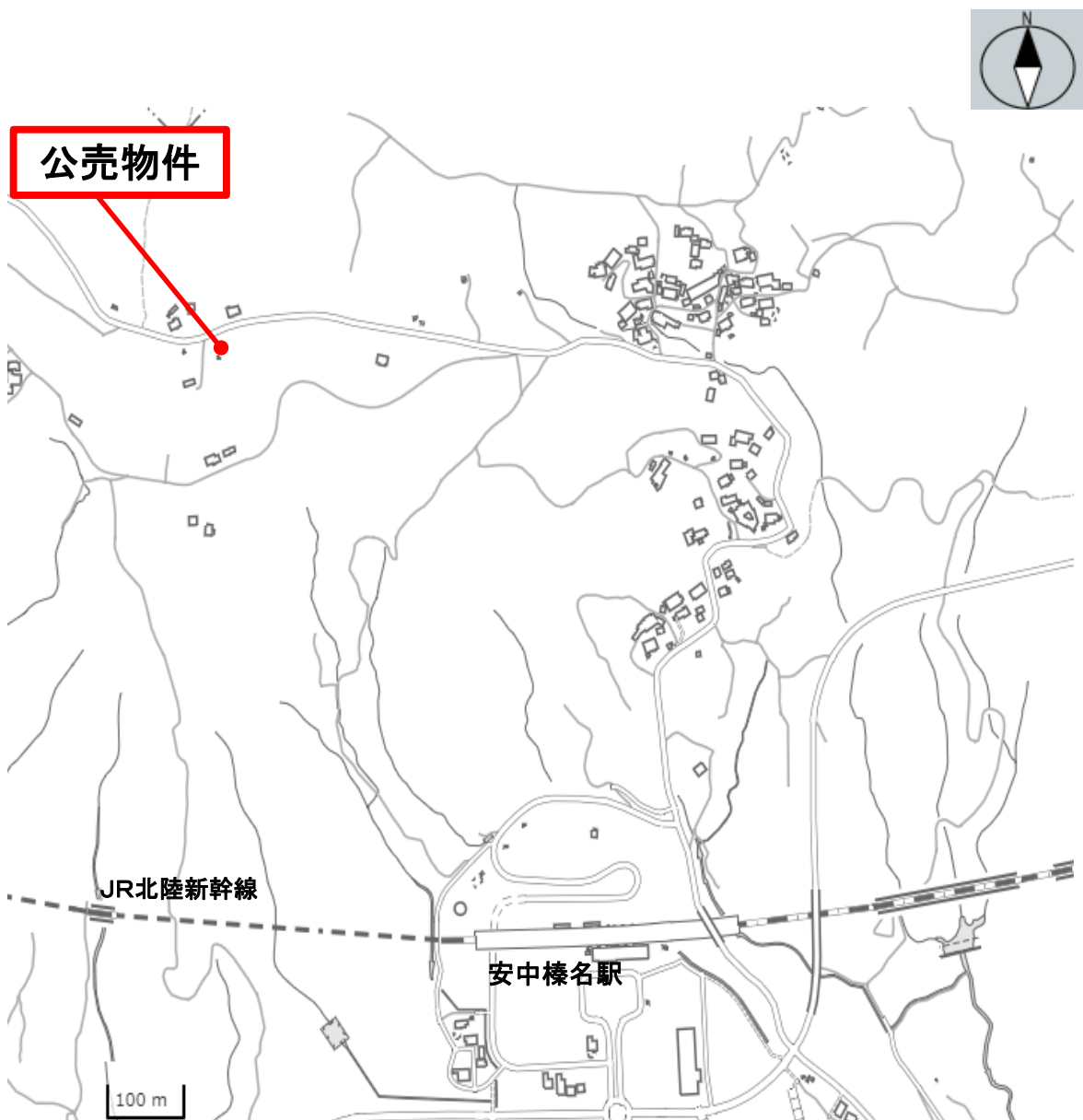
問い合わせ先

安中市役所 収納課
電話 027-382-1111(内線1083)

売却区分の番号

安中市-2

公売財産周辺の概要図



地理院地図(国土地理院)を加工して作成

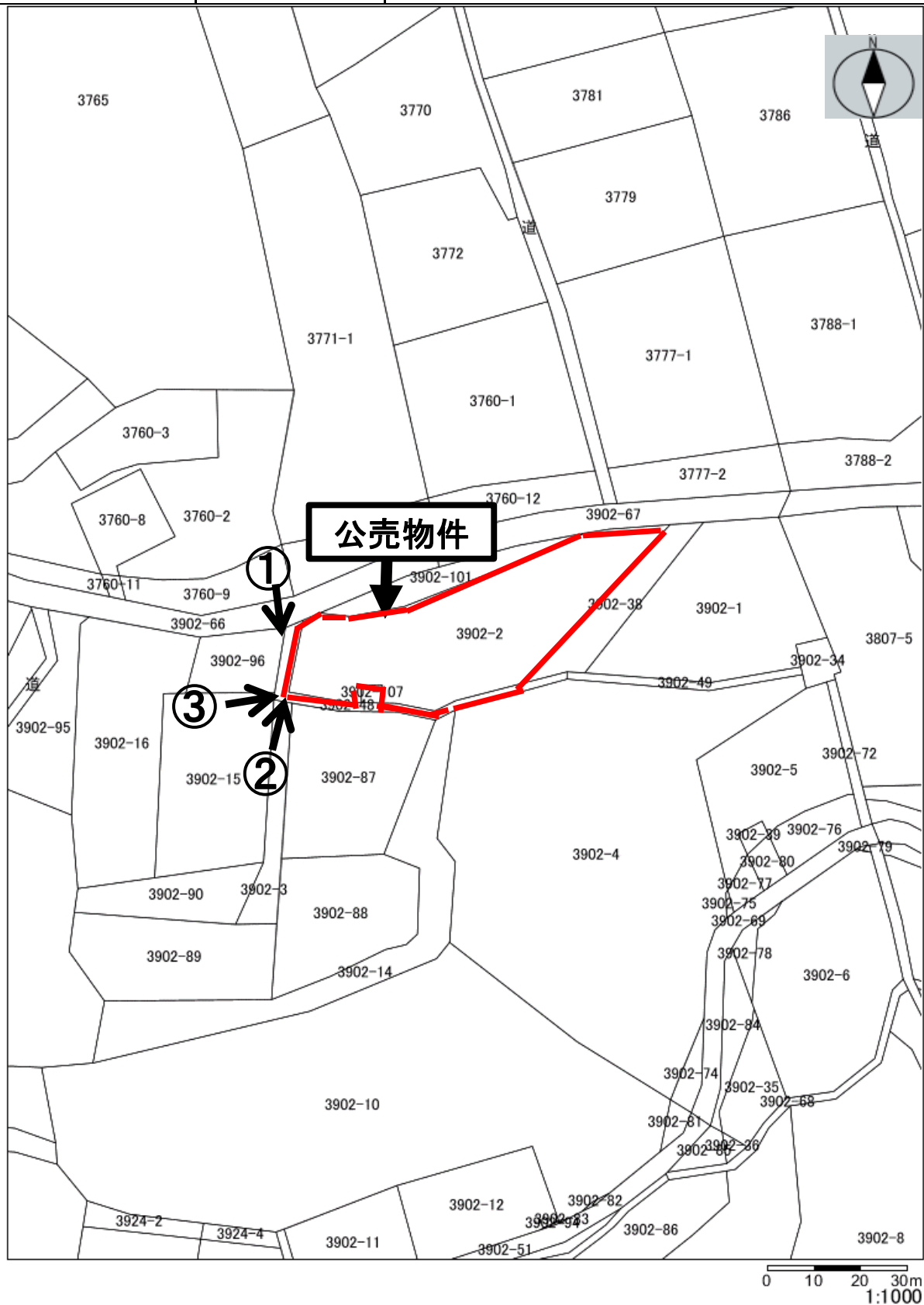
※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまでイメージするための参考としてお考えください。

問い合わせ先 安中市役所 収納課
電話 027-382-1111(内線1083)

売却区分の番号

安中市-2

土地見取図



※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまでイメージするための参考としてお考えください。

問い合わせ先 安中市役所 収納課
電話 027-382-1111(内線1083)

売却区分の番号

安中市-2

物件写真



30

0 10 20 30m
1:1000



写真①

※物件写真は現地の状況をイメージするために作成したものであり、縮尺・位置(境界線)等は実際と異なる場合があります。あくまでイメージするための参考としてお考えください。

問い合わせ先 安中市役所 収納課
電話 027-382-1111(内線1083)

売却区分の番号

安中市-2

物件写真



※物件写真は現地の状況をイメージするために作成したものであり、縮尺・位置(境界線)等は実際と異なる場合があります。あくまでイメージするための参考としてお考えください。

問い合わせ先 安中市役所 収納課
電話 027-382-1111(内線1083)